ASUKA 31

(公社)奈良県トラック協会〈適正化事業情報誌〉 あすか https://narata.or.jp/ 令和4年9月発行

CONTENTS

適正な運賃・料金の収受、

燃料サーチャージへのご理解をお願いいたします		
2023年4月1日から月60時間を超える 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます	3	~4
トラック運転者の		

長時間労働改善特別相談センターが開設されました 5~6

自動車の積載の制限及び 大型・中型免許取得の受験資格が改正されました	7~8
新たに雇い入れた運転者への実施事項	9
トラック運送事業者のための 健康起因事故防止マニュアルをご活用下さい	10
令和3年中 交通事故統計分析結果〔発生地別〕	11



公益社団法人 奈良県トラック協会 奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6 TEL 0743-23-1200(代) FAX 0743-23-1212



燃料価格が

上がると

ク業界全体で 0億円負担が増えます!

お願い いたし

> るトラックドライバーは、2時間65日、国民生活を支 い労働時間、 い手が集まりません! 日、国民生活を支えるため、日夜走り続 1~2割少ない賃金のため、新し 全産業平均より2割長

各社知恵を絞り何とかやり繰りして必死に事業継 トラックドライバーの労働環境改善が必要です!

続をしていますがもう限界です!

者の集まりであるトラック業界は、運賃・料金の値 燃料価格の高騰に、 一げのための交渉さえできないこともあります! 7%が20両未満の小規模事業

ません。トラック事業者が減少すると、輸送の円滑 な状態は維持もできません。 いくら荷物を運んでも赤字では、 事業を継続でき

燃料価格 高騰

輸送が滞る日常を考えてみてください

2023年4月から 月60時間超 割増賃金率50%への 引き上げの対応



が担

国内輸送の 92%を担うトラック輸送はいま最大の危機! 各社の事業継続につながる問題です

まうでしょう!

水産品が都会に届かない!日本経済がとまってし

コンビニ、スーパーに食品が無い!地方の農産品

燃料費の上昇分の負担を拒むと 法令違反となるおそれがあります!!

運送委託者が運送事業者から燃料費等の上昇コストを運賃・料金に反映する ことを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下 請法・独占禁止法に違反する恐れがあります。

また、貨物自動車運送事業法による荷主等に対する「働きかけ」「要請」 「勧告・公表」の対象になります。

燃料費の上昇を踏まえた 運賃・料金の見直しの協議を 拒んでいませんか?

燃料サーチャージの導入要請が あったにもかかわらず、 協議を拒んでいませんか?



こんな取引を目指しませんか?

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直しましょう。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金 を見直しましょう。

標準的な 運賃の 詳細は、こちらを ご確認ください。



国土交通省

燃料サーチャージ ガイドライン



国土交通省

標準的な運賃 燃料サーチャージ について



安定した輸送サービスの確保にご理解・ご協力をお願いします。







2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下 60時間超	
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下 60時間超	
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3 億円以下	300人以下





助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に 対して、その実施に要した費用の一部を助成	
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定 以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を 助成	

相談窓口のご案内

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や 労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援して います。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 :雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係:需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者 (パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者) の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度 等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、 社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、 産業保健の専門家が相談に応じます。	
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題につい て、専門家が無料で相談に応じます。	
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会な どを実施しています。	四 河 社里 金数 35 0 / 4 / 5
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関の二一ズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポ」で検索	

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターが

みなさまへ



発着荷主の みなさまへ

転者の長時間労働改

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

ドライバーの時間外 労働の上限規制、 何から手を付けたら いいの?

> ドライバーの 運転時間に 限度があったの?

荷主の立場で できる改善は?



こんな困りごとなど、 ご相談ください!

荷待ち時間の削減を、 どう進めればいいの?

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センタ

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルからご利用時間: $9:00\sim17:00$ 、 休日:土日祝、 $12/29\sim1/3$

♥♥ 東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109



貸力 厚生労働省 令和4年度 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

開設されました



ご相談方法は……



ご相談方法①



ポータルサイト 相談専用ページから

役立つサポート情報も!

ご相談方法②



フリーダイヤル 東日本 0120-763-420 西日本 0120-625-109

※ご利用時間:9~17時(12~13時は休憩) 休日: 土日祝、12/29~1/3

もっと詳しく相談したい!



オンラインによる ご相談

詳しいご相談を職場から お気軽に!



コンサルタントの 訪問

労務管理・物流改善の 専門家がお伺いします!

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/

「トラックポータル



ポータルサイトでは、こんな 情報を掲載しています

「仕事を知ってみよう 簡単自己診断」

問題点・解決施策・メリットを確認できる荷主の皆さまと トラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

「サッと解決 よろず相談」

トラック運転者の労働時間改善に向けた FAQ 集

「情報いろいろ宝箱」

トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、 取組事例、改善ハンドブック、ガイドラインなど様々なツ-ル集

「統計からみるトラック運転者の仕事」「動画・ 写真で見るトラック運転者の仕事」「トラッ ク運転者の生の声」

さまざまな角度から、トラック運転者の仕事について、取り まとめた資料集

2022.07

道路交通法

車の積載の制限及び 免許取得の受験資格 が改正されました

自動車の積載の制限に係る改正 (道路交通法施行令第22条関係)

道路交通法施行令第22条では、自動車の積載物の大きさや積載の方法について制限する「自動 車の積載の制限」について規定されています。積載の制限を緩和した改正道路交通法施行令が 令和4年1月6日に公布され、令和4年5月13日より施行。

	現行(改正前)		令和4年5月13	日~(改正後)
	長さ	幅	長さ	幅
(施行令第2条第3号) 積載物の大きさ制限	自動車の長さにその長さ の <u>10分の1</u> の長さを加え たもの	自動車の幅	自動車の長さにその長さ の <mark>10分の2</mark> の長さを加 えたもの	自動車の幅 <u>にその幅の</u> <u>10分の2の幅を加えた</u> <u>もの</u>
(施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から 自動車の長さの10分の1 の長さを超えてはみ出さ ないこと	自動車の車体の左右から はみ出さないこと	自動車の車体の前後から 自動車の長さの10分の1 の長さを超えてはみ出さ ないこと	自動車の車体の左右から 自動車の幅の10分の1 の幅を超えて はみ出さな いこと
イメージ	積載物の長さ≦L'×1.1 積載物 (自動車の長さ) ≤L'×0.1 前後の貨物の はみ出し≦L'×0.1	積載物の幅≤自動車の幅 積載物 → ★自動車の幅・ 左右の貨物の はみ出し不可	積載物の長さ≦L'×1.2 積載物 (自動車の長さ) ≦L'×0.1 前後の貨物の はみ出し≦L'×0.1	積載物の幅≤W'×1.2 積載物 (自動車の幅) ≤W'×0.1 左右の貨物の はみ出し≤W'×0.1

注①: 上記の規定を超えた積載をして車両を運転する場合には、「制限外積載許可」が必要となります。 (詳細は出発地を管轄する警察署にお問い合わせください。)

注②: 積載貨物状態で幅2.5mまたは長さ12mを超える場合、道路法及び車両制限令に基づき、

「特殊車両通行許可」または「特殊車両通行確認」が必要となります。

(特殊車両通行制度については、「特車PRサイト(https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/)」をご覧ください。)

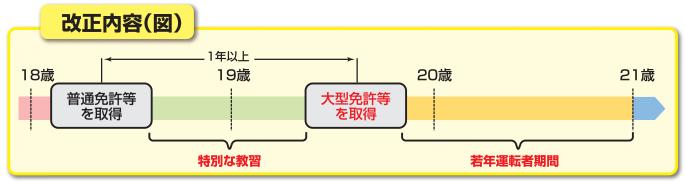


道路交通法

「自動車の積載の制限及び大型・中型免許取得の受験資格」

■運転免許の受験資格の見直しに関する規定の整備

	現行(改正前)	令和4年5月13日~(改正後)
受	○大型免許 … <mark>21歳</mark> 以上かつ 普通免許等保有 3年 以上	○ <mark>特別な教習</mark> を修了した者 19歳以上 かつ普通免許等保有 1年 以上
験 資 格	○中型免許 … <mark>20歳</mark> 以上かつ 普通免許等保有 2年 以上	※大型・中型免許の受験資格で担保している資質を <mark>特別な教習</mark> により年齢要件が担保する「自己制御能力」及び経験年数要件が担保する「危険予測・回避能力」を養成
補足	第二種免許取得者、自衛官等の受験資格の特例あり	免許取得前後の 「安全対策」 を整備



	安全	対策
	免許取得前 特別な教習(特例教習課程)	免許取得後 若年運転者講習
内容	 ◇教習内容 技能録画(実車) 性格と運転の概要(座学) 運転適性検査の結果・録画映像に基づく個別的指導(座学・実車) 危険予測・回避能力の養成に資する指導(座学・実車) ◇時限数…36時限以上(適性・技能) ◇指導員…運転適性検査・指導については、73C型による運転適性検査を行うことが出来る運転適性指導員が実施 	◆大型免許は21歳、中型免許は20歳に達するまでの間(若年運転者期間)に、違反点数が一定の基準*1に達した場合に該当する違反行為を行った場合は、「若年運転者講習」の受講を義務付け*2 ※1 累積違反点数が3点以上(ただし、1回の違反で3点となる場合を除く。) ※2 受講しなかった場合及び受講後に再び基準に該当する違反行為を行った場合は、特例を受けて取得した免許の取り消し ◆講習時間…9時間

新たに雇い入れた運転者への実施事項

自動車安全運転センター交付の 無事故・無違反証明書又は運転記録証明書の取得 過去3年間の事故歴を把握

※事故有り

事故無し

雇入れ時の健康診断の実施 (労働安全衛生規則第43条)

労働者を雇い入れた際に実施することが 義務付けられています。

※本人が雇用前3ヵ月以内に健康診断を受診しており、その結果が提出された時は、雇入れ時健康診断を省略するこ 時は、雇入れ時とができます。

事故惹起運転者 (特定診断I·II)

交通事故後、再度乗務する前に特定診断 I又は特定診断Ⅱを受診。

特定診断 I…※欄(ア)に該当し、当該事 故前1年間に別の交通事故を起こしてい ない者。又は※欄(イ)に該当する者。 特定診断Ⅱ…※欄(ア)に該当し、当該事

故前1年間に別の交通事故を起こしてい

た者。

事故惹起運転者特別指導

交通事故後、再度乗務する前に実施。

- 内容及び時間 -

- ①事業用自動車の運行の安全の確保に 関する法令等
- ②交通事故の事例の分析に基づく再発 防止対策
- ③交通事故に関わる運転者の生理的お よび心理的要因並びにこれらへの対 処方法
- ④交通事故を防止するために留意すべき 事項
- ⑤ 危険の予測及び回避
- ⑥安全運転の実技
- ①~⑤までについては、合計6時間以上 実施する。
- ⑥については、可能な限り実施すること が望ましい。

初任運転者及び高齢運転者にも該当 する場合は、それぞれ該当する特別指 導を行う。

初任運転者 (初任診断)

過去3年間に初任診断を受診したことがな い者で、自社で初めて事業用自動車に乗 務する前に受診。

初任運転者特別指導

過去3年間に他事業者で事業用自動車の 乗務経験がない者。自社で初めて事業用 自動車に乗務する前に実施。

一 内容及び時間

- ①事業用自動車を運転する場合の心構え
- ②事業用自動車の運行の安全を確保す るために遵守すべき基本的事項
- ③事業用自動車の構造上の特性
- ④貨物の正しい積載方法
- ⑤過積載の危険性
- ⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項 ⑦適切な運行の経路及び当該経路にお ける道路及び交通の状況
- ⑧危険の予測及び回避並びに緊急時に おける対応方法
- ⑨運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩交通事故に関わる運転者の生理的及 び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ①健康管理の重要性
- ⑫安全性の向上を図るための装置を備え る事業用自動車の適切な運転方法
- ⑬安全運転の実技
- ①~⑫について15時間以上実施する。 日常点検、トラックの構造上の特性、貨物 の積載方法については実車を用いて指 道する。
- ③について20時間以上実施する。実際 に運転させ、添乗等により指導する。

高齢運転者 (適齢診断)

65歳に達した日以後1年以内に受診。そ の後3年以内ごとに受診。

高齢運転者特別指導

適齢診断結果判明後1か月以内に実施。

内 宓

適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者 の加齢に伴う身体機能の変化の程度に 応じた事業用自動車の安全な運転方法 等について運転者が自ら考えるよう指導 する。

初任運転者にも該当する場合は、初任 運転者特別指導も行う。

なお、特定診断、初任診断、事故惹起運転者特別指導及び初任運転者特別指導について、 やむを得ない事情がある場合には、乗務開始後1か月以内に実施すること。

各指導記録は営業所において3年間保存

(ア)死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号)を生じた交通事故を引き起こした運転者

(イ)軽傷者(同条第4号)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者 (自動車捐害賠償保障法施行令)

第5条第2号 次の傷害を受けた者

- イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
- 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの ハ 大腿又は下腿の骨折
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの

第3号 次の傷害(前号イからホまでに掲げる傷害を除く。)を受けた者

- イ 脊柱の骨折 ロ 上腕又は前腕の骨折 ハ 内臓の破裂
- 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害 第4号 11日以上医師の治療を要する傷害(第2号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く。)を受けた者

トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアルをご活用下さい

事業用トラックによる交通事故が全体的に減少傾向にあるのに対し、脳・心臓疾患や体調不良など、 ドライバーの健康に起因する事故や事案は、むしろ増加傾向にあります。この原因として、近年の少子 高齢化や人手不足などを背景とした中・高年運転者の増加と健康管理への意識不足、また健康診断後の 有所見者やハイリスク者への対応の不徹底などが挙げられます。

このような状況を踏まえ、トラック運送事業者や運行管理者等が、トラックドライバーをはじめとす る従業者に対して、より適切な健康管理指導が実施できるよう、トラック運送事業に特化した健康管理 マニュアルを作成しましたのでご活用ください。

マニュアルより抜粋

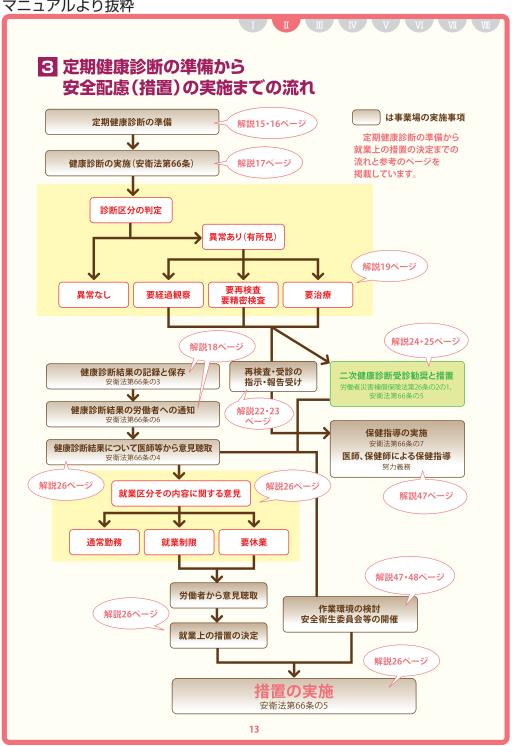


(令和4年5月改訂版)





QRコードからも ダウンロードが できます。



全日本トラック協会HP(https://jta.or.jp)から本マニュアルを閲覧すると使える機能

-ジ内ヘプリンターのマーク



☑ がある内容については、



ボタンは、

パソコン等で関係資料を参照する際にご活用ください。

令和3年中 事業用トラックが第1当事者となった死亡・重傷事故

揭示用

金戶區交通事故統計分析結果(発生地別)

この交通事故統計は、警察庁が公表した令和3年中における事業用トラック(軽貨物を含まない)が第1当事者となる交通事故を、事故類型別、車両区分別等、多角的視点から分析したもの。 こうした分析結果をもとに、同種事故の再発防止に向けた取り組みを強化しましょう。

◆「トラック事業における総合安全プラン・2025」 目標値と現況

令和 3 年中の死亡・重傷事故の合計 件数は 1,065 件、死者数・重傷者数の 合計は 1,139 人で、「トラック事業に おける総合安全プラン 2025」の目標 である「970 人」は未達となっている。

事業用トラック1万台当たりの死者 数と重傷者数の合計は8.6人で、目標 である「6.5人」を2.1人上回った。

飲酒による人身事故件数は 14 件と、 飲酒運転根絶には至っていない。



◆事故類型別(車両相互・人対車両)

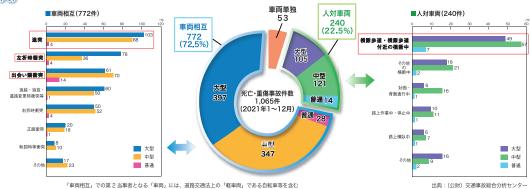
「車両相互」が最も多く772件(72.5%)、 次いで「人対車両」が240件(22.5%)。

■「車両相互」

車種別でみると、大型は「追突」(103件) と「左折時衝突」(78件)が、中型は「追 突」(88件)と「出会い頭衝突」(70件) が多い。

両車校人■

どの車種でも「横断歩道・横断歩道付近の横断中」が突出し、「その他の横断中」が突出し、「その他の横断中」と合わせた「横断中」合計が「人対車両」全体の6割強を占める。



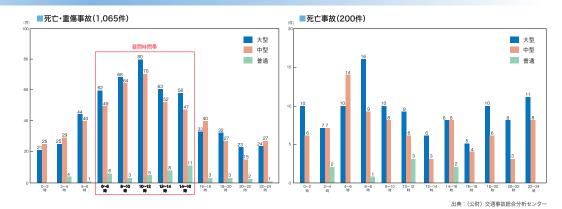
◆ 車両区分別・時間帯別

「死亡・重傷事故」と「死亡事故」では、時間帯別の傾向が明らかに異なっている。

■「死亡・重傷事故」 ほぼすべての車種で「10 ~ 12 時」を ピークに昼間時間帯(6 ~ 16 時)が 多い

■「死亡事故」

大型車はすべての時間帯で事故が起きている。また「死亡・重傷事故」と 比較すると、大型・中型は深夜帯に多く発生している。



◆ 交差点における死亡・重傷事故(対歩行者・対自転車別)

事業用トラックが第1当事者となる 交差点における対歩行者、対自転車 の死亡・重傷事故(287件)は、追突 事故(195件)の1.5倍。

- ■「左折時」: 8割以上が対自転車 (93件)。対歩行者では、大型が約9割。
- 「右折時」: 8割近くが対歩行者 (79件)。大型・中型が多く、合計すると対歩行者・対自転車ともに7割超。
- ■「直進時」: 5割以上が対自転車(41件)。中型が多く、対歩行者・対自転車ともに約4割。

